

天平年間の創立なりと稱す(註)延喜式神名帳に、大隅國噲噉郡大穴持神社とあるは即ち當社なり、續日本紀に「天平寶字八年十二月、是月西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之堺、烟雲晦冥、奔菴去來、七日之後乃天晴、於鹿兒島信爾村之海、砂石自聚、化成三島、炎氣露見、有如、冶鑄之爲形勢、相連望似「四阿之屋、爲島被埋者、民家六十二區、口八十餘人云々、天平神護二年六月己丑、大隅國神造新島、震動不息、以故民多流亡、仍加賑恤」、また「寶龜九年十二月甲申、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰「大穴持神」、至是爲官社、類聚國史に、「弘仁五年二月乙酉大隅國曾於郡造島神預幣帛例ニ等見え、地理纂考以上の諸記を引きて、「三島始め鼎足の如くなりけんを、天平神護二年の震動に、一島は崩れ平島とはなりにけん、又其平島には彼大穴持神社を建てしを、後世更に小村濱に移し、平島には宮洲の名を遺せり」といへり、更に之を地方誌を見るに云はく「鎮座於噲噉郡國分郷小村今屬桑原郡、里俗傳云、當社は海中の島に在りしが、浪に洗はれて社難立、故に小村の渚に奉移、其後今の松林に御鎮座なり、于今海中に宮洲(一に宮瀬)と云洲あり、是れ上古の宮址なり云々(神社傳記、名勝考及名勝圖會等に據る、舊藩時代、島津氏世々崇敬し、吉貴公以來御家督初に白銀を進納し、又毎年祭米三斗五升五合を寄せしといふ、明治六年五月縣社に列す。

境内神社 稻荷神社

例祭 日 十一月三日

會計法適用 指定年月日

神饌幣帛料供進 明治四十年一月十八日  
 指定年月日 縣令第一號  
 氏子戸數 三百八十戸  
 崇敬者員數 未詳

○鹿兒島縣大隅國始良郡福山村字宮田

縣社 宮浦神社

祭神 神武天皇

延喜式神名帳に「噲噉郡三座並小宮浦神社」とある神社なり、三國神社傳記に「鎮座於噲噉郡福山郷舊名廻郷當社鎮座年曆不詳、天神七代地神五代の神と神武天皇までを併祀るとも云へり、神體寶鏡三面木像三體、賴政卿鶴を射給ひし時の賞に、近衛帝獅子丸と云鶴を下し給ひしと云々、卿の子孫廻に下向して、右の劍を當社の寶殿に納、今に現在すと云、當社正一位の神位は寶曆二年申四月産子中より願出、同十二月十八日宣下、同三年酉五月十五日口宣位記官幣奉納、御領國の内勅許に相成候神社は初ての儀なり、祭米三斗五升、獅子丸劍長七寸四分、金剛劍長六寸八分、神武天皇御劍と云傳、普門品一帖、右文政四年八月齊興公より御奉納、寺社奉行所より書附一通相添」とあり、又地理纂考に「宮浦社は寶曆二年正一位宣下あり、その勅宣を所藏す文に曰く、西海一方、赫々威光、洋々神恩、萬世永沐、厥德宜授、極位以耀、祠壇云々、毎年の例祭に射法を行ふ、是れ源三位賴政鶴を射し舊式にて、往昔賴政の裔孫、兵庫太郎宗綱、當郷を賜はりて累代仁田尾城に住したり」と見えれば、賴政の劍を奉納せりと傳ふるは、憑據あることなり、社記には授位を享保二年と云へり、今は地方史の説に基きて記しつ、(明細帳には享保十一年十二月十八日宣位記下賜、同十二年五月九日城内へ奉還記録所に安置とあり)明治六年五月縣社に列す。

境内神社 神貫神社 荒神社 石神社